

令和8年度熊野白浜リゾート空港利用促進事業費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 熊野白浜リゾート空港地域振興委員会（以下「委員会」という。）は、熊野白浜リゾート空港の利用促進につながる事業を実施する和歌山県内の市町村及び団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象を別表1のとおりとする。

(補助対象事業、交付の対象経費)

第3条 補助対象事業及び補助の対象となる経費と補助額は、別表2のとおりとする。
ただし、委員会の他の助成金等と重複する事業については、補助事業の対象として含んでいないこと。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の1ヵ月前までに交付申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。また団体が支援事業を実施する場合には、当該団体の活動目的、活動内容等が具体的にわかる書類を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 委員会は、前条により交付申請があった場合においては、当該申請に係る書類等の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 前条により交付決定を受けた申請者が、当該事業を変更または中止する場合は、速やかに変更等承認申請書（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は当該事業の実施終了後、速やかに実績報告書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 委員会は、前条により報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により適当であるときは、交付すべき補助金額を確定し、速やかに額の確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条により額の確定通知を受けた申請者は、速やかに交付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の交付請求書の提出があった場合においては、内容を確認し、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消等）

第10条 申請者が虚偽の申請又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合、申請者は当該取消に係る補助金を速やかに返還しなければならない。

（事業の終了）

第11条 補助金の交付額が予算額に達した場合、その時点でこの当該年度の補助事業を終了する。

（その他）

第12条 その他この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象者	和歌山県内の市町村 熊野白浜リゾート空港の利用促進を目的とする団体 観光振興を目的とする団体 スポーツ振興団体 その他会長が認める団体
-------	---

別表 2

対象事業	熊野白浜リゾート空港の利用促進を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ファミトリップ、視察団体の受入 ・県外で実施するイベント等への参加 ・県内で実施するイベント等への就航先団体の招聘 ・その他、熊野白浜リゾート空港をPRし、誘客促進に資する取組で会長が認める事業
対象路線	東京（羽田）線
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野白浜リゾート空港発着便に係る航空運賃、空港施設使用料（乗継便に係る航空運賃、空港施設使用料を含む） ・県内宿泊施設利用料（国・県・市町村職員は対象外） ・空港発着の誘客促進に資するPRサイト、冊子、チラシ等製作費 ・空港発着の誘客促進に資するイベントの出展料
補助額及び限度額	年度内において一市町村、一団体あたり一事業とし、交付対象事業に係る経費 1/2 以内、補助限度額は 20 万円とする。 ※当該事業年度以前に実施歴がない団体は上限 30 万円とする。